

令和3管理年度知事管理漁獲可能量について

令和3年3月29日公表
 令和3年5月21日一部変更
 令和3年6月1日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和3年3月29日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第一 くろまぐろ（小型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>94.9</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		第一 くろまぐろ（小型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>29.9</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	<u>94.9</u> トン	北海道漁獲可能量	<u>29.9</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）留保枠	0.9トン	北海道くろまぐろ（小型魚）留保枠	0.9トン
北海道くろまぐろ（小型魚）定置網漁業	<u>71.4</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）定置網漁業	<u>14.75</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業	<u>58.3</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業	<u>12.95</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）檜山定置網漁業	<u>0.5</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）檜山定置網漁業	<u>0.0</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志定置網漁業	<u>2.1</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志定置網漁業	<u>0.5</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）胆振定置網漁業	<u>2.3</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）胆振定置網漁業	<u>0.3</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）日高定置網漁業	<u>1.6</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）日高定置網漁業	<u>0.4</u> トン
北海道くろまぐろ（小型魚）十勝定置網漁業	<u>0.8</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）十勝定置網漁業	<u>0.1</u> トン

北海道くろまぐる（小型魚） 釧路定置網漁業	1.5トン
北海道くろまぐる（小型魚） 根室定置網漁業	0.8トン
北海道くろまぐる（小型魚） オホーツク定置網漁業	1.4トン
北海道くろまぐる（小型魚） 宗谷定置網漁業	0.9トン
北海道くろまぐる（小型魚） 留萌定置網漁業	1.2トン
北海道くろまぐる（小型魚）漁 船漁業	22.6トン
北海道くろまぐる（小型魚） 渡島漁船漁業	15.1トン
北海道くろまぐる（小型魚） 檜山漁船漁業	0.3トン
北海道くろまぐる（小型魚） 石狩・後志漁船漁業	0.5トン
北海道くろまぐる（小型魚） 胆振漁船漁業	0.1トン
北海道くろまぐる（小型魚） 日高漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 十勝・釧路・根室・オホーツ ク漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 宗谷漁船漁業	1.4トン
北海道くろまぐる（小型魚） 留萌漁船漁業	5.2トン

北海道くろまぐる（小型魚） 釧路定置網漁業	0.2トン
北海道くろまぐる（小型魚） 根室定置網漁業	0.1トン
北海道くろまぐる（小型魚） オホーツク定置網漁業	0.1トン
北海道くろまぐる（小型魚） 宗谷定置網漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 留萌定置網漁業	0.1トン
北海道くろまぐる（小型魚）漁 船漁業	14.25トン
北海道くろまぐる（小型魚） 渡島漁船漁業	12.95トン
北海道くろまぐる（小型魚） 檜山漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 石狩・後志漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 胆振漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 日高漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 十勝・釧路・根室・オホーツ ク漁船漁業	0.0トン
北海道くろまぐる（小型魚） 宗谷漁船漁業	0.2トン
北海道くろまぐる（小型魚） 留萌漁船漁業	1.1トン

第二 くろまぐる（大型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 293.9トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	293.9トン
北海道くろまぐる（大型魚）留 保枠	8.3トン
北海道くろまぐる（大型魚）定 置網漁業	120.9トン
北海道くろまぐる（大型魚）	107.1トン

第二 くろまぐる（大型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 358.9トン
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	358.9トン
北海道くろまぐる（大型魚）留 保枠	8.3トン
北海道くろまぐる（大型魚）定 置網漁業	178.25トン
北海道くろまぐる（大型魚）	152.45トン

渡島定置網漁業		渡島定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.5トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
檜山定置網漁業		檜山定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	4.7トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	6.3トン
石狩・後志定置網漁業		石狩・後志定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	1.5トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	4.2トン
胆振定置網漁業		胆振定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	3.0トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	4.2トン
日高定置網漁業		日高定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.6トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.3トン
十勝定置網漁業		十勝定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	1.2トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	2.5トン
釧路定置網漁業		釧路定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	1.4トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	2.1トン
根室定置網漁業		根室定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.6トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.9トン
オホーツク定置網漁業		オホーツク定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.1トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
宗谷定置網漁業		宗谷定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.2トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.3トン
留萌定置網漁業		留萌定置網漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	164.7トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	172.35トン
北海道くろまぐろ（大型魚）	150.3トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	152.45トン
渡島漁船漁業		渡島漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.7トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
檜山漁船漁業		檜山漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.5トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
石狩・後志漁船漁業		石狩・後志漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	1.6トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
胆振漁船漁業		胆振漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	1.1トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	1.1トン
日高漁船漁業		日高漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.5トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	0.5トン
十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業		十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	0.9トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	2.1トン
宗谷漁船漁業		宗谷漁船漁業	
北海道くろまぐろ（大型魚）	9.1トン	北海道くろまぐろ（大型魚）	13.2トン
留萌漁船漁業		留萌漁船漁業	